

令和 7 年 第 21 回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和 7 年 1 月 18 日

品川区教育委員会

## 令和7年第21回教育委員会臨時会

日 時 令和7年11月18日（火）

開会：午後2時  
閉会：午後3時59分

場 所 教育委員室

出席委員 教育長 伊崎 みゆき  
教育長職務代理者 吉村 潔  
委 員 稲垣 百合恵  
委 員 濱松 誠  
委 員 吉原 幸子

出席理事者 教育次長 米田 博  
庶務課長 船木 秀樹  
学務課長 石井 健太郎  
指導課長 酒川 敬史  
教育総合支援センター長 丸谷 大輔  
教育施策推進担当課長 唐澤 好彦  
特別支援教育担当課長 新井 正康  
品川図書館長 三ッ橋 悅子  
学校施設担当課長 荒木 孝太  
統括指導主事 齊藤 隆光  
統括指導主事 石原 朋之

事務局職員 庶務係長 安藤 尚之  
書記 田島 希望  
書記 羽田 優太

傍聴人数 なし

その他の品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を  
非公開とした。

## 次第

- 第 61 号 議 案 文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 62 号 議 案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 報 告 事 項 1 標準服購入費用保護者負担軽減事業について
- 報 告 事 項 2 インターナショナルスクール等在籍者の就学指定の取扱いについて
- 報 告 事 項 3 令和 7 年度 感染症による臨時休業措置状況
- 報 告 事 項 4 令和 6 年度 品川区立学校における不登校・いじめの状況について
- 報 告 事 項 5 秋の子ども読書の日フェア実施結果報告
- 報 告 事 項 6 事務局職員の任免等について（休職）
- 教育事務事業調査 小中一貫教育、学校選択制、特色ある学校づくりの検証について
- そ の 他 令和 8 年 1 月行事予定について

令和 7 年第 21 回教育委員会臨時会

令和 7 年 11 月 18 日

【教育長】 ただいまから令和 7 年第 21 回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に、稲垣委員、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第 1、第 62 号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、日程第 2、報告事項 6、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第 1、第 61 号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。  
庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第 61 号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明をいたします。

資料 1をお願いいたします。

品川区文化財保護審議会は、区の文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議するために設置している附属機関でございます。委員につきましては、文化財に関する専門的な知識を持つ識見者で構成されております。

本審議会の委員の任期は 2 年であり、令和 7 年 11 月末日に任期満了となることに伴いまして、令和 7 年 12 月 1 日から 2 年間の委員候補者をお諮りするものでございます。

資料 1 の次ページをお願いいたします。

委員候補者名簿を掲載しております。名簿の右側、備考欄にそれぞれ再任、新任を記載しており、今回 1 名の委員を新任とするものでございます。新任委員は名簿の下から 3 段目の選任区分、美術、佐々木守俊様で清泉女子大学教授でございます。

選任理由でございますが、長らく美術史分野で御活躍されました委員が退任されることに伴い、佐々木教授が、退任委員と同じく清泉女子大学で美術史・仏教美術史を専門とされていること、また、昨年から区内寺院の仏像調査にも御協力をいただいており、仏教美術を専門としている研究者は稀有であることや、大学との連携という観点から、学生との共同調査なども可能となるなどの理由によるものでございます。

名簿の次のページには、各委員の候補者の略歴をおつけしております。

本年 12 月 1 日から、この 10 名の委員により文化財保護審議会を運営していきたいと考えております。

説明は以上です。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

その交代も含めて、すばらしい方々と思うのですけれども、小中学校のカリキュラムや授業等に生かしたほうがいいと思うのですけれども、そのあたりの生かし方、先ほど触れている部分もあったと思うのですが、そのあたりについて、文化、歴史と教育が違つてはいけないと思うので、そのあたりの施策、取組の案について教えてください。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、私からお答えできる範囲にはなりますけれども、いろいろな歴史、文化を学ぶということは、教育にも必要な要素と考えておりますし、例えば、市民科の3年生、4年生あたりですか、品川博士になろうとか、いろいろ区内の歴史的文化価値を知るというような学習も行っておりますので、まさしく区内のいろいろな流れにわたる、この文化財も含めてですけれども、そういったところを具体的な例ですと、伊藤博文のお墓ですか、いろいろございますけれども、そういったところをしっかりと学びに生かしていくこと、そして、そういったところで、いろいろ歴史や文化に関心を持ってもらうということは、大切な部分かと思っております。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

では、文化財保護審議会委員の委嘱について、採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第61号議案、文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することといたします。

次に、日程第2、報告事項1、標準服購入費用保護者負担軽減事業について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より標準服購入費用保護者負担軽減事業について、御説明いたします。

教育委員会資料は3でございます。電子の資料は9ページになりますので、御覧くださいませ。

まず、令和7年度新年度予算で、標準服購入費用に対しての保護者負担の軽減について予算措置がされました。この事業につきましては、区立中学校・義務教育学校標準服の購入費用を公費負担とすることで、保護者負担の軽減を図るとともに、児童・生徒の円滑な学校生活を実現するものでございます。

実施方法につきましては、保護者に対して電子クーポンを配布することによって、そのクーポン利用したものについて、区が標準服販売事業者に代金を直接支払うという形で進めさせていただけたらと考えております。

対象となる標準服なのですけれども、通常の冬服の上着、ブレザー、ジャケット、そして、あとは、下のスラックス、スカートの夏服・冬服を対象としております。

対象者ですけれども、区立中学校の新7年生、あとは、標準服の切替えが5年生で切り

替わる義務教育学校の新5年生を対象としてございます。

八潮学園につきましては、標準服を着用するのが7年生からとなっておりますので、対象を7年生にしております。

また今回、義務教育学校につきましては、経過措置として、令和7年度中にクーポンを配布するのは、来年度、5年生、6年生、7年生、それぞれなるような形で、電子クーポンを配布したいと思っております。

また、区内在住の特別支援学校中学部の新1年生に関しましては、標準服の購入先ですか、行っている学校とかも様々だと考えておりますので、まず1回御購入いただいた後、来年度の補助金の交付というふうな形で措置をさせていただきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールなのですけれども、区のホームページに事業の案内を掲載いたしました。12月1日の広報しながわに掲載することで、さらに幅広く周知を図っていき、12月中旬には電子クーポンの配布を行います。

配布方法なのですけれども、各御家庭にクーポン案内のはがきをお送りしまして、それにQRコードがついており、それを読み取るとスマホでクーポンが見られるというふうな形になります。1月以降、販売店による注文受付を開始するというふうな形で段取りを考えてございます。

私からの説明は以上です。

**【教育長】** 説明が終わりました。質疑はございますか。

稻垣委員。

**【稻垣委員】** ありがとうございます。

1点お聞きしたいのが、最終的に対象となるのは、ブレザー1枚とスラックスかスカートの夏と冬の2枚で計3枚ということでいいのかということと、あと標準服というと大体どこもリボンとかネクタイが入ってくると思うのですけれども、そちらの補助はないのかということ。あと、今はあまりいらっしゃらないと思うのですけれども、このQRコードが使えない方への対応は何かされているのかというところを教えていただければと思います。

**【教育長】** 学務課長。

**【学務課長】** まず、対象となる物品は、委員のおっしゃるとおり上着とスラックス、スカート、全部で3種類になります。ただ、浜川中だけは通年使えるスラックスになっておりますので、そういう場合については、夏と冬と分かれているものに関しては、夏冬1枚ずつ対象なのですけれども、通年で使うものに関しては2枚対象となるということで、いずれにしても、合計3種類であるということには変わりません。

あとは、リボン、ネクタイ、それぞれあるのですけれども、今回は特に負担の大きいブレザーとスラックスを対象とさせていただきたいと思っております。

QRコードを使えない方についてですが、事業のスキームを補助金の交付という形にしており、クーポンを使った場合については、そのクーポンの利用に代えて補助金を交付したとみなすこととしておりますので、クーポンが使用できない方に関しては、後日補助金の支給というような形で代替措置を講じる制度をつくっております。

**【稻垣委員】** ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 一つ質問なのですけれども、これは5年生の段階で、八潮は違いますけれども、購入ということなのですが、これは、1回負担軽減をして、例えば5年から9年というと結構体が大きくなるから買い替えるとか、あるいは、そういうときには、そこはもうそれぞの家庭でということなのでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 職務代理者の御指摘のとおり、1人1回というふうな形となってございます。なので、5年で買って、その後、例えば8年とか、もう1回買い替えるというような場合については、今回は対象外にしてございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

この標準服や、そのほかの無償化の施策・政策は森澤さんや教育長含めて、トップダウンでよしやっていくぞという、一丁目一番地の幾つかの中の一つだと思うのですけれども、無償化、無償化となると、無償化を喜ばない人はいないかもしれませんけれども、財源の話等もあると思っています。そのときに、一つはこれをこれからやっていって、継続をしていくのか、時限措置なのかという問いと、もう一つは、その分析的な効果検証も、無償だから満足度98%に決まっているだろう的なことはあるかもしれませんけれども、どういうふうな分析を、これは標準服だけの話ではないのですが、無償化政策の効果検証的なものをしていくか教えてもらえますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 まず、本事業、無償化施策については、ベーシックサービスとして、誰もが所得制限なく格差なく教育を受けられるというふうな観点から、継続的に実施するものというふうに考えております。もちろん、これは各年度の予算編成によって左右される部分はありますけれども、教育委員会の立場としては、これをずっと続けていくというふうな構えで考えております。

効果検証、これについては非常に難しいと考えております。例えば、各GDPに占める教育投資と出生率との関係といったマクロの視点での研究はされているようですが、品川区の中でこの事業にどのくらいの金額を投入したらどういう効果が出るか。例えば、学力と影響するのか、しないのかとか、そういうふうなものに関しては、なかなか検証としては、難しいのではないのかなというふうに思っています。もちろん委員のおっしゃるとおり、満足度があるかといったら、ただになって満足しない人はいないという部分があるので、じゃあこれが本当に教育の充実に対して、どのような効果があるのかというのは、ちょっと私も今の段階では非常に悩ましいなと思っています。

【教育長】 ほかにはありますか。

吉原委員。

【吉原委員】 自分で購入していた時代は、知り合いの方にあげたり、きょうだい間でお下がりを着たりとかもあったと思うのですが、完全支給になりますと、使い終わった後

のものは、もう当事者の方の自由にしていいのか、それとも資源回収という形にするのかということをお聞きしたい。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的には、購入費用の補助というような形になりますけれども、例えば、財産処分かとかというのは、そういうのは細かいことはあまり考えずに、当然、終わった後、リユースに出していただく方もいらっしゃいますし、例えば、御きょうだいがいらっしゃる方に関しては、御きょうだいに渡していただくというのもあると思います。

もちろんこれは公費で購入するものでありますけれども、当然ものを大事にする心とか、そういったことに関しては、教育の内容としても非常に大事なことになっておりますので、基本的には、それで購入したものに対しての使途の制限というものは定めてはございません。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今、標準服のリユース事業なのですけれども、新たに旗の台リボンの跡地を活用した障害者就労支援施設において、標準服のリユース事業を開始しております。もともとは、各学校のPTAが標準服リユース事業ということで、いろいろやってはいるのですけれども、その中でも障害をお持ちの方々がリユースに携わることによって、商品の回収ですとか、そこの展示とか、リユース品の運搬とか、そういったこともやってございます。

【教育長】 ほかにはありますか。

稻垣委員。

【稻垣委員】 少し細かいことなのですけれども、女の子で学校側がスラックスでもスカートでも両方オーケーと言われている場合には、例えばスラックスとスカートを1枚ずつとブレザー1枚とかいう感じで、自由度的に、夏服と冬服じゃなくても、自由度的にどれぐらいあるのかなというのが一つと、あともう一つ、ちょっとリサイクルの話に関してなのですけれども、今まで結構、制服のリサイクルはPTAの収入源になっていたりとか、会員獲得の何というかメリットというか、形で使われていたところが多くて、これは結構PTAは戦々恐々としているところがあると思うのです。その辺のPTAのサポートを何か考えていることがありましたら、教えていただければと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今のスラックス、スカートの組合せなのですけれども、組み合わせが複数にわたってしまうという課題もあり、現在クーポン事業者等と調整をしております。

あと、PTAのリサイクル収入なのですけれども、現行今、2校が参加している部分ではあるのですけれども、確かにおっしゃるとおり、PTAの収入源みたいなものにもなっているというふうには聞いてございます。そういったところは、今後、参加校が増えるに当たって、いろいろで見えてくる課題だと思いますので、そのあたりでは、また議論にならうかなと思っております。

【稻垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはございますか。よろしいですか。

では、標準服購入費用保護者負担軽減事業については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2、インターナショナルスクール等在籍者の就学指定の取扱いについて、本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてどのように考えますか。

学務課長。

【学務課長】 インターナショナルスクール等在籍者の就学指定の取扱いにつきましては、国の基準等が示されているわけではございませんで、他自治体においても、この取扱いについて、結構見解が分かれているところでございます。区内の学校においても、対象者数が地域ごとに異なり、受入れ体制も個々の学校事情に左右される部分が大きいことが見込まれます。

本件につきましては、公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 学務課長から説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定いたします。

次に、日程第2、報告事項3、令和7年度感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より、令和7年度感染症による臨時休業措置状況について、御説明申し上げます。

教育委員会資料は5になります。電子の資料につきましては12ページとなります。

本資料におきまして、令和7年9月1日から11月10日措置分の臨時休業の措置について、報告させていただきます。

学校数につきましては、全部で延べ73校。そして、学級数については、83学級の学級がインフルエンザによる臨時休業をしております。

この状況なのですけれども、過年度と比較してございますのが、この資料の2ページ目、電子では13ページ目になります。このグラフによりますと、今年度に関しましては、赤いグラフで、ちょうど動きとしては、2年前の令和5年度の状況と似ているような形となっております。昨年度につきましては、少し流行の傾向が違っておりますが、今年度につきましては、2年前と同じような形の流れとなっております。

なお、11月3日から11月9日の1週間で、都内においてもインフルエンザが警報レベルとなっております。引き続き、各学校におきましては、手洗いですとか基本的な感染症対策、あとは体力的な、すごく基本的なことなのですけれども、睡眠をしっかりと取るとか、栄養をしっかりと取るとか、そういうことについても注意を呼びかけるような形で、我々としても対応してまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、令和7年度感染症による臨時休業措置状況については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項4、令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況について、説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況について説明いたします。

資料6をご覧ください。

10月30日に文部科学省が令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を公表いたしました。

本区においても、不登校やいじめの状況については、学校に調査をしておりますので、取りまとめて報告いたします。

まず、資料左側、不登校についてです。

令和6年度の不登校児童数は397人、前年度比で16人の増、生徒数は415人で、前年度比3人の減。合計812人、前年度比では13人の増でした。

資料上段の左側のグラフを御覧ください。

過去10年間の推移ですが、平成30年度あたりから増加傾向にあり、特に不登校児童が急増していることが分かります。

右隣のグラフは、1,000人当たりの不登校児童・生徒数の推移を示しており、実線は品川区、点線は国の推移となっております。国の推移とほぼ重なっていますが、生徒については、国よりもやや多い傾向にあります。

続いて、学年別の不登校児童・生徒数についてです。中段のグラフを御覧ください。

過去3年間との比較となっておりますが、前年度と比較して、1年生、7年生については、大きく減少していることが分かります。

また、令和5年度の7年生147人と、令和6年度の8年生150人を比較すると、同じ母集団では3人増にとどまっているということが分かります。

同様に、令和5年度の8年生150人と、令和6年度の9年生146人を比較すると、やはり同じ母集団で4人減、ほぼ横ばいとなっていることが分かります。

グラフの右側には、不登校児童・生徒について把握した事実について、上位5項目を挙げておりますが、児童・生徒、どちらも上位3位までは、生活リズムの不調に関する相談、学校生活に対してやる気が出ない等の相談、不安・抑うつの相談となっております。

資料下段に移りまして、学校内外の機関等で相談や指導等を受けているかどうかについてですが、不登校児童・生徒の8%は、担任等も含めて、定期的な相談・指導等を受けられていないということが分かりました。令和5年度は7%でしたので、こちらが課題となっております。

しかしながら、不登校巡回教員が配置されている中学校、義務教育学校5校については、相談指導等を受けていない生徒はおらず、これについては効果を上げています。

学校外の機関であるマイスクールの通室者数は、表に記載のとおりで、令和6年度は、児童29人、生徒59人、合計88人の通室がございました。これは不登校児童・生徒全

体の10.8%に当たります。

令和6年度から校内別室指導支援員の配置を全校で行っており、学校には登校できますが、教室には入れない児童・生徒の居場所づくりを行い、相談支援に当たっております。こちらが、マイスクールは、例年100名程度おるのですけれども若干減っている。こちら、学校に登校できているということで、効果が出ていると捉えております。

また、仮想空間を活用した居場所づくり、学習支援も行い、オンライン上であっても、外部との接点を持てるような仕組みづくりを行っております。そして、中学校、義務教育学校15校には不登校巡回教員を配置し、不登校生徒の支援等を行っております。

引き続き、不登校支援を充実し、自立した児童・生徒を育成できるよう努めてまいります。

続いて資料右側、いじめの状況についてです。

令和6年度のいじめの認知件数は区立学校全体で974件、児童814件、生徒160件でした。前年度は全体で391件でしたので、583件、14.9%の増加となっております。これは、令和5年度から法に基づいたいじめの認知について、たびたび学校に対して指導をすることに加えて、令和6年度から実施しているいじめ防止研修の成果だと捉えています。過去10年の推移につきましては、資料上段の左のグラフを御参照ください。

続いて、資料上段の3つのグラフ、区立学校の児童・生徒1,000人当たりの認知件数は、令和6年度は、児童45.5件、生徒30.7件でした。国のデータでは児童101.9件、生徒は42.6件で、区と比べて大きく差が開いております。前年度よりは改善傾向にありますが、区立学校において、まだいじめを適切に認知し切れていない可能性があると推察しています。

資料の中段にまいります。学年別のいじめの認知件数です。左のグラフを御覧ください。

全ての学年で、前年度より増加していることが分かります。ただし、これまで課題となっていた低学年のいじめの認知件数の少なさについては大きく改善しました。今後も各校に対して、法に基づいたいじめの認知について指導・助言を行ってまいります。

右のグラフは、いじめの解消状況についてです。

児童・生徒ともに6割から7割が解消しており、取組中となっている部分についてですが、3か月以上いじめの行為がやんでいても、安易に解消とせず見守りを継続しているものも含んでおります。

グラフの下に、その他の項目がありますが、見守りなど継続的に取組中であったところ、卒業を迎えたケースなどが含まれております。

続いて資料下段のいじめの態様別状況についてです。グラフを御覧いただくと分かるところ、児童・生徒ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが、最も多い状況です。

最後に、いじめの重大事態の発生についてですが、令和6年度は5件を認定いたしました。うち2件は、1号の（生命・心身・財産）重大事態と2号の（不登校）重大事態の併発という状況、残りの3件は、2号（不登校）重大事態となっております。

全国的にも、いじめの重大事態についての理解が進み、全体としては、増加傾向にございますが、本区においても、法に基づき適切に対応してきた表れであると捉えております。

今年度は昨年度に引き続き、いじめ予防プログラムを導入し、いじめ予防事業、教員研

修、調査ツールをセットで行っております。継続的に教員の意識を高め、児童・生徒のいじめについての認識も変えていきながら、いじめの重大化を防ぐ取組を推進してまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

2つ教えてください。1つは不登校のほうなのですけれども、どこにも相談・指導等を受けてない児童・生徒が61人ということで、ここが一番課題なのだと思うのですけれども、この61人については、学校のほうで、直接的に確認はしているのでしょうか。家において、本人の顔を見たとか、そういう確認はできているのかどうか、要は、しているのかどうかというのを一つ質問したいです。

もう一つは、これはちょっと数字的なことで分かれば教えてほしいのですけれども、いじめのほうの重大事態、令和6年度は5件なのですけれども、これは令和5年度は何件だったのか、あと令和7年度、今年度は今のところの何件なのか、もし分かれば教えてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、不登校のほうの相談・指導等を受けられていない児童・生徒についてですけれども、こちら定期的に指導を受けられていないということで、おおむね1週間から2週間に1回程度というのが基準になってございます。これが1か月に1回とかだと、この数字に加わってきてしまうのですが、全く全然連絡が取れないとかということではなくて、月に1回ですとか、最低でも学期に1回ですとか、そういう形での確認は取れています。

続いて、いじめの重大事態の発生状況についてですけれども、令和5年度は全体で14件でございましたので、令和6年度は、減少したということでございます。令和7年度、今年度につきましては、既に5件は超えておりまして、委員会でも8件目を先日報告させていただいたところです。ですので、ペースとしては、令和5年度と同じぐらいのペースで進んでいるかなという実感がありますけれども、一つ一つ事案について向き合って対応していかなければというふうに考えております。

以上でございます。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはありますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

2点質問させてください。

不登校・いじめ、重なる部分もあるのですけれども、1点目が、やはり不登校の児童・生徒たちも全体的にはもう増えていく。これはもう、良い悪いは置いておいて一旦抗えないものであるとする。それから、いじめの件数も、認知件数についても、考え方等、置いておいたとしても、数字としては増えているという状況の中で、このボトルネックというのは、どこと考えておられるのか。もちろん1つじゃなくて複合的なのだと、経路依

存性で、1つを解決するだけでなく全体的にやらないといけないのですということだと  
は思うものの、そこを教えてください。それが1点目。

2点目が、例えば、先生方の研修だとか、そのパッケージで現場の先生たち頑張ってく  
ださいというのもあるのですけれども、例えば、先生たちも、なかなか限られた時間の中  
で、あれもやらないといけない、これもやらないといけない、もうやってくれ、やってく  
ればかりで、なかなかやはり時間もメンタルも含めて難しいものがありますというところ  
があると思うのですけれども、例えば、その保護者対応の線引き、これも前から、少しこ  
の委員会の中でも話が出たと思うのですけれども、保護者対応の線引き、クレームという  
のは悪い意味ではなくて、保護者等の対応とか、やはりその業務範囲の整理みたいなところ、  
そこが私は根本の一つだと思うのですけれども、そこをやっていかないと、現場のその  
の波のところだけお願いしますではないところの部分をやっていかないといけないと思  
いますというところ。

一旦、ごめんなさい。ボトルネックの話と保護者対応の線引き、業務範囲の整理的など  
ころ、教育委員会、事務局として、どうしていくか、教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、不登校の増加、いじめの認知件数の増加、それぞ  
れ理由があるのですけれども、一つボトルネックとなっているところでいうと、この資料  
の左側の中段に、不登校児童・生徒について把握した事実というところがございまして、  
一つは生活リズムのことであったり、学校生活に対してやる気が出ないですとか、不安・  
抑うつがあるというようなことが大きな、学校としては相談を受けたものになっています。  
そういう意味では、やはり生活リズムのところは、家庭の協力を得なければいけないと  
いうところがありますけれども、学校生活に対してやる気が出ないというのは、いかに学  
校の魅力をつくっていくことができるか、教室が安心・安全な場であるということを学校  
が保証していくか、こういったところが大切になってくると思います。

昨年度から、このいじめ予防プログラムで、いじめ防止の研修を先生方に行っているの  
ですけれども、やはり学校の中で、前向き行動支援をすることで、子どもたちを褒めたり、  
伸ばしてあげるということに注力することで、不安とかをなくしていくというような、プ  
ラスのことをアプローチすることで、マイナスが減っていくといったことを、何度も何度も  
繰り返し話しているところですので、こういったところが浸透していくと、教室が居心  
地のよい空間になっていくのではないかというふうに捉えております。

もう一つ、いじめの認知件数のほうですけれども、こちらは、まだまだ認知は足りてい  
ないというふうに、我々としては考えておりまして、これは一つ一つの、一見小さなトラ  
ブルと思われるものでも、法に基づけば、いじめであるといったこともありますので、そ  
ういったことを丁寧に取り組んでいくことが、これは、子どもの安心感にもつながってい  
くというふうに考えていますので、その積極認知というのは、これからも進めていきた  
いと思っています。

一方で、いじめの重大事態は減らしていかなければいけないというふうに思っています。  
不登校になってしまい、転校になってしまうケースもございますので、これが、学校  
がしっかりと対応していきますよ、安心・安全な場になるように努めていきますとい  
うことを積極的に発信していくというか、そういう場をつくっていくことが、重大化を防ぐと

いう、いじめの重大化を防ぐことにつながるというふうに考えています。

そして、保護者対応の線引きというところですけれども、先日、夏頃、国でも、方針を少し出し始めて、東京都も先日、ガイドライン、保護者対応のガイドラインというのを、報道にも出ていましたけれども、今、骨子が出てきました。それに基づいて、我々も次年度に向けて、体制整備を進めていかなければということで、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

特に、保護者対応のところはまだ決まってはいないものの、東京都も方針を出されたというのは、私たちもニュース等で見ておりますので、そこは、私個人としても、やり方はさておき、必要な流れ、必要なのだろうなというふうに思います。

ごめんなさい、もう1個。例えば、重大事態の発見件数は5件であるというところで、すみません、これは聞き逃したかもしれませんけれども、この前年度、前々年度、3年から5年間ぐらいの件数は載っていましたでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 令和5年度につきましては14件となっておりますので、令和6年度は5件ということで、若干というか減少したと。令和7年度、今年度は今現在進行中ですけれども、もう既に8件発生しておりますので、これは子ども一人一人、事案一人一人、一つ一つ適切に対応していくというところです。令和4年度につきましては、初めていじめの重大事態ということで、品川区教育委員会が認定したものも含めて3件認定をしているところでございます。そこから、重大事態の対応が本格的に始まったというところで、これは、なるべく減らしていく方向で、努めていきたいと考えています。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

【稻垣委員】 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたみたいに、認知しないと対応ができないので、認知件数が増えているのは、すごくいい傾向だなと思います。また、重大事態は減らしていくたなければ、一番いいのではないかなと思います。

やはりまだ、ちょっと少ない学年も多いので、でも、子どもたちが結構、何がいじめだよとか、そういうことはやってはいけないよ、というのを話しているのを、学校を見ていると、結構子どもたちがそういうことを分かってきているなというのを感じるので、いい方向に動いてきているではないかなという感じはあります。

ちょっと質問させていただきたいのが、先ほどあった、継続的な指導を受けていない児童・生徒61人の方なのですけれども、これは本人と会えなくとも、保護者とは定期的にお話ができるのかなというところを伺いたくて、保護者、それと併せて保護者の方は、子どもが不登校になると、多分仕事ができなくなってしまったりとか、いろいろなことがあるので、この人数の保護者の方たちの今の生活状況というか、多分、一番困っているのは、保護者なのではないかと思うので、保護者に向けての対応とか、就労状況とかの調査がもしあれば伺いたいのと、してないようであつたら、ぜひしていただきたいなというの

が一つ。

あと、先日、少しニュースになっていて、オンラインで、メタバースとかで出席したときに、出席になるよというのを保護者が分かっていないという、知らない保護者が多いというニュースがあったのですが、品川区でその辺のことをどういう形で認知されていて、今どれぐらい認知されているとお考えなのか、教えていただければと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、保護者との連携についてですけれども、こちらも定期的に家庭への連絡等は行っております。ただ、保護者の方も大変悩まれていたり、つらい思いをされていましたりということがありますので、その頻度であるとか、そういったところは、担任を中心に、家庭との約束事といいますか、曜日を決めて連絡するとか、そういったような取組をしているところがほとんどだというふうに考えています。

また、その保護者の就労状況ですか、そういったところまでの把握は行っておりませんが、一般的な話として、少し時間を縮めなければいけないとか、辞めなければいけないとか、そういう声は届いているというか、一般的にも言われているというところは、認識はございます。

また、オンラインで本区でも取り組んでいる、オンラインの教育支援センター、バーチャル・ラーニング・プラットフォームですけれども、こちらに参加すれば出席扱いとして、認めているということで、こちらは学校のほうから、しっかりとオンラインだけではなくて、マイスクールも同様なのですけれども、そういったところは、しっかりと丁寧に説明をしていますので、知らなかつたということがないようにはしています。また、不登校支援のポータルサイト上にも、ガイドブックのPDF資料も掲載してございます。こちらには、オンラインでの出席の要件ですか、そういったものも、ホームページ上にも掲載をしておりますので、そういったものも含めて御参照いただければというふうに考えています。

以上でございます。

【稻垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかに。

濱松委員。

【濱松委員】 すみません、ありがとうございます。

不登校・いじめ等、大事だと思うので、長くなりますが、すみません。不登校のところなのですけれども、初歩的なことをまずお伺いさせてください。今、東京都、あるいは品川区、フリースクール等の児童・生徒についての補助のお金というのは、出ていますでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 フリースクールを利用している御家庭に対して、東京都がまず月に2万円の助成をしております。品川区では、今年度から、東京都の補助に助成金に加えて、最大2万円上乗せで助成をする形を取っております。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

不登校ということや、不登校に対する補助や支援というものが増えていっている中で、

私は、あつたら確かにいいなと思っています。その上で、都としても、ここでは、区としても、予算、お金を出すのだったら、これは少し前も懇談等の中で、少しだけ話題に上がったかもしませんけれども、フリースクールを、現場の先生方と少し話しても、フリースクールに補助を出すのだったら、フリースクールの品川区として認証するというようなことは、質の担保も必要だと思っていまして、となると、そういう認証制度、制度という言い方がいいのか、この5つは、この3つは、この10個は、やり方は置いておいて、必要だと思うのですけれども、どう思いますかという質問です。少しばばっと調べたところでも、長野県が令和6年4月から信州型フリースクール認証制度を創設したというところがあつて、どういうふうに実際回しているのかのところは、私も分かりませんけれども、あとは大分県でも令和7年度にフリースクール等認証制度の申請受付を始めるということが出ているということなのですが、それについて、今、品川区として考えていることがあれば、その認証制度についてあれば、教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 フリースクールに対しての認証というか、質の担保というところですけれども、品川区内の利用児童・生徒も、区内のフリースクールだけではなくて、他自治体、他区であつたり、神奈川県内にあるフリースクールに通っている、利用しているといった児童・生徒もおりますので、区として区内のフリースクールを認証するというところまでは、現時点では検討をしていないところなのですけれども、ここはやはり助成金を出す条件としても、東京都が認めているフリースクール、東京都が助成をしているということを確認をして、要するに、東京都が助成金を出しているということは、そのフリースクールは大丈夫だろうということで、うちが上乗せをして助成をしているというようなスキームになってございます。ですので、フリースクールも多種多様で、いろいろな場所にありますので、区独自でというよりは、もう少し大きな都とか国レベルで、検討していただけると、我々としてもありがたいなと思っています。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。非常に分かりやすかったです。

その上でごめんなさい、分かりやすかったといいながら、確認なのですけれども、ということは、どこどこ小学校、どこどこ学園で、校長先生や先生方が、不登校の児童・生徒がいて、どこに行くのは自由ですと、だけれども、何となく家の近くに行っている人も、行く人もいるだろうという中で、学校からすると、これはいろいろな考えがありますけれども、ちょっと表現は難しいですが、その子は近くのAというところに行っているんだよ、というところとかをしっかり認識して、そのAというところは補助がされているか、されていないかを置いておいて、不登校だけれどもちゃんととしたところに行ってほしいという思いは、人というか、皆あるはずだという中で、ただそうなのだけれども、実際は近くの、例えば、近くのところが悪いとかじゃなくて、近くのAというフリースクールに行っていても、そこは、認証や助成もされてないところに行っているケースが、なので、あるという認識で合っていますか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 どのフリースクールを選ぶかというところは、各家庭に委ねられているところがあります。フリースクールも、やはりいろいろな特色を出してい

ますので、近場がその子にとって合っているかどうかは、また別だと思っています。ですので、利用する際には、やはり居心地のよさであったりとか、雰囲気であったり、場所であったり、そういうところを総合的に御家庭のほうで見て、利用するという決定をされているというふうな認識を、学校ではしているかというふうに思います。その場所が、基本的に、利用料がかかっていて、しっかりと通っている、学校との連携が取れるというような場所であれば、東京都も助成をしていますので、学校とフリースクールも、ちゃんと連携できるというは一つの条件にはなるかなというふうに考えています。

【教育長】 ほかにございますか。よろしいですか。

吉原委員。

【吉原委員】 すみません。

いじめについてなのですが、ここでお聞きすることではないと思うのです。すみません。以前に、いじめに対してのアンケートのことをいっぱい教えていただいたときがあったのですが、基本的にこのいじめの情報源というのは、お子さんたちへのアンケートからなるのかというのが一つと、それから、今まで重大案件とかを見てきて、年度をまたいで、ずっと水面下で動いていて、年度をまたいで重大に発展してしまったケースとかもあったよう思うのです。ですから、ここで解消したかのように見えるけれども、ずっと何年かにわたって続いているようなケースもあったようなのかなと思いまして、その辺に対しては、個別にずっと追いかけていくということをされていくのでしょうか。

あと、お子さんたちへのいじめ、これはいじめだよ、これは違うよと、その認知もそうですけれども、大体、情報源というのは、お子さんだけ、それとも、保護者とかからも来るものなのか、いわゆるこの情報源というのについて教えていただきたい。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 いじめの被害に遭っているというその情報源についてですけれども、子どもからのアンケートの結果で把握することもございます。また、保護者から、学校が連絡を受けて把握するというケースもございますので、どちらが多いということも、統計は取ってはいるのですけれども、その2つがやはり一番大きいかなというふうに思っています。また、あとは、学級内で担任がもうその場で発見するというようなケースもございますが、子どもからの相談や保護者からの相談というのが、ほぼほぼの割合を占めているかなという印象でございます。

また、いじめについては、解消の要件というのが決められていまして、おおむね3か月はいじめの行為が止まっていること、これが1つ目です。もう一つは、いじめられたと、被害に遭ったというお子さんが、もう心身の苦痛をその時点で感じていないことというの、解消として判定する要件になっておりますので、これを満たさない限りは何か月たっても解消にしないというふうな取組を学校では進めています。ですので、年度をまたいで、解消できない場合には、ずっと追いかけて支援をしているという現状がございます。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

濱松委員。

【濱松委員】 すみません、ありがとうございます。

いじめのほう、聞かせてください。H E A R T Sについて聞きたいのですけれども、少

しアクションプランのほうにも関わってくるかもしれないのですが、まさにHEARTSは、いじめ等についての専門的なチームの集まりだと思うのですけれども、これは、もうちょっと増やすということは考えていないのでしょうか。ちょっと表現が稚拙で申し訳ないですけれども、というのも、なのでさっき、いじめの重大事態の件も聞いた、でも、それだけでは判断できないと思うのですが、まずは、その重大事態の件がやはり、増えている、減っているというのは、とはいえたどもが、いや、保護者や教員が苦しんでいるという状態、これは少なくする努力はしないといけないと。

どうしても、HEARTSがいわゆる本部的なところにいますと、そこと連絡は取れるのだけれども、ちょっと学校現場としても遠いなみたいな、そのHEARTSが、HEARTSというものがあるのだけれども、遠いよ、HEARTSさん、なのでHEARTSが例えましてもうちょっと増えたら、もう少し生身のHEARTSとももっと触れ合って、つまり、そうということは、HEARTSのこのAチーム、HEARTS、Aチームがあつたら、Bチーム、Cチームみたいな、これは予算がかかってくると難しいかもしれませんけれども、何かそういうことをして、やはりさっき私が、先生頑張ってくださいだけではなくて、本部もそういう、もちろん、スクールカウンセラーとか支援員とか心理の方とか、増やそうとする努力はされてきたと思うのですけれども、何かそういうことを検討しているのか。ちょっとごめんなさい。ここに頭の中に置いておいて、いじめの状況をこういう公でなかなか話す機会はないと思いますから、せっかくの機会なので聞いてみました。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 HEARTSの取組についてですけれども、設立の当初は、いじめ対応ということを中心に据えながら、徐々にその活動の範囲を広げて、不登校であつたりとか、あとは暴力とか非行とかというのが、もともと入っていたのですけれども、不登校の数がここまで膨れ上がってきたということがあって、HEARTSの活動の8割、9割ぐらいが不登校支援に今シフトしているという状況があります。

いじめ対応については、もちろん子どもの電話相談を受け付けて、学校へのフィードバックや、場合によっては一緒に聞き取りをしたりすとか、そういった活動もしているのですけれども、割合としては、不登校支援の割合が今増えているという現状があります。

一方で、いじめ事案についても、複雑化してきているという現状がここ数年ございまして、東京都の事業なのですけれども、いじめ対応サポーターという、人材を配置しています。これは、区内では5校に配置しているのですけれども、職としては、心理の職と、あとは福祉の職を持っている方で、週に5日の配置をしているのですが、毎朝子どもたちが健康チェックを1人1台端末で行っておりますので、その結果を、そのいじめ対応サポーターが見て、相談の希望が、子どもがあれば、その日のうちに子どもにより寄り添って話を聞いて、担任にフィードバックして、管理職にも報告してというような活動を行っています。この配置が結構いいというか、人がやっぱり1人専門につくので、学校としても助かるという声もいただいているので、いじめ対応の支援の在り方ということは、今、内部でも検討しておりますので、それが人を増やすということにもつながっていくかなと思うのですが、試験的に今、5校ではそういう取組を行っているところです。

以上でございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。非常に力強い、心強いお言葉、ありがとうございます。期待しています。

やっぱりHEARTSがあるからで頼りたい部分と、あるからとだけ言われて、頼ってくれたらしいのに、いや、とはいえる状況は、よくある本部本社機能と現場の対立構造は民間でもあるので、これはやはりお互いが努力しないといけないというところ。一方で、出張HEARTSとか、HEARTSをもっと10倍にしてください、これはよく現場は言いがちなのだけれども、いや、本部本社機能は無理だというところだと思う。そうすると、対応できませんとなるので、2分の1HEARTS、言葉はちょっと議事録でも残りますけれども、置いておいて、1人HEARTSでも、3人HEARTSでもいいので、それをどんどんより、まさに、心をちゃんと出していくんだよということを、私の解釈としては、今、検討されて、5校でされていて、これからも検討されていくのだろうなという、私は希望を述べました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

では、令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項5、秋の子ども読書の日フェア実施結果報告について、説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 秋の子どもの読書の日フェア実施結果報告について、説明いたします。

資料No.7、電子資料15ページを御覧ください。

区立図書館では、「子ども読書活動の推進に関する法律」に定められた「子ども読書の日（4月23日）」と秋の読書週間に関連して、毎年、春と秋に「子ども読書の日フェア」と題して、ブックフェアとイベントを実施し、子どもの読書活動の啓発、普及を図っています。

令和7年度秋、10月中に実施いたしました秋の子ども読書の日フェアについて、御報告いたします。

10月18日土曜日に、荏原文化センターにて、映画会、人形劇、科学工作あそび、わらべうたあそび、おはなし会、本の展示などを表のとおり開催いたしました。

おめくりいただきまして、次のページでございます。写真は当日の様子でございます。

おめくりいただきまして、次のページでございます。各館ブックフェアは記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、次の各館のイベントでございますが、こちら2と記載しておりますが、3に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。こちらは、集合型イベント、非集合型イベント、それぞれ表のとおり開催しております。

10月18日土曜日に荏原文化センターにて開催いたしましたイベントにつきましては、今年度は開催日時を工夫したことにより、延べ761人の多くの方がイベントに参加されました。引き続き、工夫しながら読書活動の推進を図ってまいります。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

では、秋の子ども読書の日フェア実施結果報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、教育事務事業調査、小中一貫教育、学校選択制、特色ある学校づくりの検証について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料9、電子のほうは23ページでございます。

私から、本日の議論を要する資料の説明となります。させていただきます。

資料としましては、1枚目に、今年3月策定の品川区教育振興基本計画の計画における施策体系のページの抜粋、それから、毎年発行しております「品川区の教育」の一貫教育や、品川区特色ある教育施策に関連するページの抜粋、それから差し替えが申し訳ございません、紙でもう一つ、品川義務教育学校シンポジウムです。計画、合計9枚を報告させていただいております。

2枚目を御覧いただきまして、こちら一貫教育の内容でございます。ご存じのとおり6校を義務教育学校とともに、各地区においては、2校または3校の小学校と1校の中学校、または義務教育学校を、基本の連携グループとしています。各グループでは、教育課程の共有を図るとともに、地域の特色を生かした教育活動の展開に協力して取り組んでいるところでございます。

3枚目に行きまして、9年間の一貫したカリキュラムの推進でございます。

義務教育9年間を通じて、より充実した学びを得られるよう、各教科の系統性を明確に示した、「品川区立学校教育要領」を作成するとともに、1年生からの「英語科」を実施したり、独自教科である「市民科」を設置して、特に市民科学習についてはカリキュラムをつくり全校で同水準の授業を展開しているところです。

3枚目、中段以降のページにつきましては、指導課、教育総合支援センター、教育施策推進担当課、それぞれに関わる活動も示しております。こちらについては内容が多岐にわたっておりますので、細かい説明は省かせていただきます。

先ほど申し上げました、品川義務教育学校シンポジウムについてでございます。テーマ、目的につきましては、未来を育む一貫教育、10年の歩みとこれからの学びを見つめてということで、義務教育学校におけるこれまでの一貫教育の成果を広く伝えるとともに、今後の学校の在り方について皆様で考える機会です。

日時、令和8年1月23日金曜日、午前9時45分から11時35分まで、こちらは日野学園の授業公開。午後2時から午後4時までは、五反田文化センター、音楽ホールで協議会ということになります。その協議会、シンポジウムのほうでございますけれども、区立義務教育学校の紹介、それからパネルディスカッションとしまして、統括副校長をファシリテーターとして、義務教育学校に在籍する子どもたちが意見を交わし合うということを予定しております。そして、基調講演、エンディングというふうになっております。タイムスケジュールは、御確認いただければと思っております。

私から資料の説明になりましたけれども、以上でございます。

【教育長】 指導課長の説明以外にござりますか。

【指導課長】 今、配ったものは、3課にまたがっておりますので、皆様には御興味のあるところから御議論いただければ。

【教育長】 では、御質問は、対応した担当課長がお答えするということで進めたいと思います。

今、説明がございました。質疑をお願いいたします。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 質問というか、今御説明いただいた、この③の9年間の一貫したカリキュラム、品川区立学校教育要領というページなのですけれども、ここの下のほうに「品川教育の取組」と書いてあって、これは中身を読むと、今日的な教育課題への取組と、それから、その成果を検証するもの学力定着度調査とかが書いてあるのです。下を見ると、多分の上の6つが、これは今日的な教育課題で、下の3つは、成果を検証するためのことなのかなと思うので、同じ色ではなくて色を変えるとか何か、しかもこれは、私は最初見たときに縦に見てしまったのです。この「しながわ多様性」「特別支援教育」の成果検証が「学力定着度調査」と見えてしました。最初にはぱっと見たときに。だから、少なくとも色をちょっと変えるとか、何かそういうふうにするといいのではないかなというのが一つ思いました。

それから、これはこのままでいいとは思うのですけれども、一番最後のページの市民科学習は5つのステップに沿って進めますということのページなのですが、これでいいのだと思うのですけれども、以前、市民科の検討委員会のいろいろな資料の中で、課題として挙げられたのが、ちょっと画一的になっていて、どちらかというと、上から押しつけるような学習になっていないかという、そういう課題の話が、たしかあったと思うのです。

そうすると、例えば市民科学習は、確かにこの5つのステップに沿って進めるのだけれども、5つのステップに沿って柔軟に進めますとか、何かそういう一言があると、ちょっと課題に言っているようなことが、少しイメージとして変わるかなと思うのです。その下のほうも、「この5つのステップを通して」と書いてあるのですけれども、この5つのステップを基本にとか、何かそういう言葉をちょっといじるだけで、何か画一的で、先生がどんどん引っ張っていくような授業なんだということのイメージが少し薄れるかなと思うのですけれども、ちょっと御検討いただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ありがとうございます。

本日お配りした資料が、表紙がこういうものになっていまして、これが、令和6年9月、昨年の9月に配布されておりますので、これは毎年改訂をしておりまして、現在も改訂中で、3月頃をめどに発行しようと思っていますが、そういった点を含めて改訂を行ってまいりますものでございます。

以上です。

【教育長】 ほかにござりますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

これは、教育事務事業調査ですよね、ありがとうございます。小中一貫教育、学校選択制、特色ある学校づくりの検証ということで、余計なことになりますけれども、教育委員になる前でも、品川区というのは、この小中の改革をいろいろな賛否あれどもしたという、まずそういうことがありますと、それから約20年を迎えるというところでの、公金を使っているわけですから、検証するのはそれはそうだよなと、私も委員としても、今思います。

まずは、この資料の9を、ある種のネタにして議論しましょうということだと思うのですけれども、検証の内容としては、今あるものを羅列というか、3課に広がるので、置かれたと思うのですが、もう多分想定のQAがあると思うのですけれども、小中一貫、学校選択制、特色ある学校づくりのそもそもその成果は、あるいは、当時の仮説の指標として持っていたもの。いや、最初のまづ20年前はそんななかなか……、もう、がーっとやったのだと。だけれども、5年たって10年たって、やはり指標というものを仮でも置かないといけないような、いやこれ、報告できないものもあるぞ、いやいや、これは報告できるとか、いろいろあったと思うのですけれども、でも大事なのは見える化なので、挑戦は悪いことではなくて失敗ではなくて、それはトライ・アンド・エラー・アンド・ラーンで回していくればいいと思うので、何が言いたいかというと、どんな成果がよいとなり、ここはこれでひずみが生まれてしまった、これでちょっと格差が生まれてしまった、あるいは、ここでこういう差が出来てしまった等あると思うのですが、その一端のまづ、成果を含めた検証の概要というかを教えてもらいたいのですけれども、それはいかがでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 成果でございますけれども、例えば、学力が向上したとか、不登校が大幅に解消したとか、体力の向上がしたとか、そういった見える数値というものは、はつきりしたものは今のところございません。子どもたちになかなか小中一貫教育というものが、どういうものなのかというのは、子どもが理解するのは難しいところがあって、児童・生徒アンケートでは、異学年の交流は大切だと思うかとか、楽しいと思うかとか、そういう交流をしたいと思うか、といった検証というよりも、意見の吸い上げはしております。

もともと始まりは、やはり小中の教員の指導観の共有、それから、それによって、小から中への接続の段差を解消していく。特に7年生、中学1年生に該当するところですが、そこの子どもたちの学校生活の安定というところにつながっているのかなというふうに見ております。以前は、本当に、小学校から見ると、中学校の先生方の指導に対する疑問や不満があつたり、その逆もあつたりということで、そういったものが、先生方が連携グループ等々で協議する中で、それが埋まっているという状況でございます。また、そのほかとして、連携グループにおいて、地域教育資源、こういうものがある、こういう人材があるよね、といったものの共有や、活用の促進が図られたり、義務教育学校では、教科指導の充実ということもあるかなというふうに捉えておりますが、明快な数字というのが、お示しできません。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

指標を設けたとて、指標だったり、何点だったり、どのスコアまで、あるいは明確なものは見られなかったというのも、私は1人の個人としても委員としても、それを責めるべ

きではないと思っています。今の回答を聞いたとしても、それは挑戦の結果だというふうに思って、それは直していけばいいし、アップデートしていけばいいと思うのです。

ただいざれにしても、とはいえる、今も指導課長が言われたとおり、見られなかつた部分と、とはいえる、ちょっとこれは、メモのときに、残されるときに難しいのですが、やはり、でも、ここが狙いだったんだというところは、どんどん質問だつたり、質問というのはアンケートだけじゃなくて、ヒアリングをして、その回答、チェックや、1点から5点ではできなかつたのだけれども、その経験者のデプスインタビューとかよく言いますけれども、しっかりとヒアリングを10分、30分、1時間すると、こういうところがより卒業生には、あるいは、こういうところが教員、先生方には見えてきた、あるいは、その学校には、この20年だけれども、よしあしの見せ方は難しいものの、そういうものが芽生えているような気がすると、定量の話と定性の話は、やはりあると思うのです。

なので、皆さん、20年やっておられる方は少ないと思うのですけれども、そこは定量で見られなくても、定性でこの部分は見られたというのは本当にそうだから、言うべきだと思うし、そうじゃなかったら、何度も言いますけれども、挑戦が悪いことではない、失敗が悪いことではなくて、まさに教育者の皆さんもいるわけですから、それを直していけばいいので、まさに、だからこそ、指標は何で、どうだったのかという、学力がそうじゃなくても、少しほは見られるかもしれませんし、見られないかもしれません。今回で言うと、小中一貫と学校選択制、特色ある学校づくり、今日はというか、この時間はこの3つですが、実はもっと複合的で、多層的なのだというところがあれば、これは、じやあどういうことにアプローチすればいいんだったかというのも、私が言わなくても、皆さんもうここが鍵だなとか、いや、校長のリーダーシップが鍵だなとか、そもそもウェルビーイングにやはり焦点を置こう、ウェルビーイングの調査を検討しようという、いろいろなことがあると思いますから、ぜひこの20年という大挑戦、大変革を無駄にせずに、引き続きのこれから10年、20年、数十年、もしこの形を継続するのなら、やっていってほしいなと思います。

コメントです。以上です。

**【教育長】** ありがとうございます。

最初に、私のほうからお話しすればよかったです、本日資料を提示しています。その上で意見をいただきて、その御意見に沿つて、その部分を検証していくか、どのようにして、また確認してお諮りしていくかということを、ステップとして、事務事業評価は1回で終わらせるのではなくて、何回かにわたってやっていくという、当初そういうお話をさせていただいていたかなと思いますので、本日お示しした資料で、今、濱松委員がおっしゃられたように、こういうところが成果として確認できないのかということとか、あと、こういうところが検証できないのかという御意見をいただければと思います。短い期間で全てできるかどうかというところはありますし、もしかしたら、何年かかけてという話になるかもしれません、そこも踏まえつつ御意見いただければと思います。

稻垣委員。

**【稻垣委員】** ありがとうございます。

では、今おっしゃっていただいた方向で少し伺いたいということで、まず一つは、小中一貫教育のところなのですけれども、義務教育学校はさすがに目に見える形で先生方も交

流されていますし、子どもたちも交流されているのがすごく分かるのですけれども、小中が、施設が別の学校の連携については、今、具体的にどういうことがされていて、それで、どんな効果が得られているのか。

あと、義務教育学校の一貫教育に比べて、施設が分かれている学校の一貫教育は、やりにくいところとか、足りない部分とか、そういうものがあるようであれば、吸い上げていく必要があるかなと思うので、やはり品川区に通う子どもなので、そういう差があまりないほうがいいなと思うので、その辺検証していただけたらいいなということと、あと、学校選択制のほうは、やはりちょっと子どもが増え過ぎて選べない状況がずっと続いていると思うのですけれども、これは多分必要に応じて、学区の変更とか、ちょこちょこやって、何とかもたせている状況ではあると思うのですが、これを今後どうしていくのかというのは、1回ちゃんと考えないといけないときなのではないかなと思います。それで、今後の児童・生徒数の増加の傾向も含めて、今後この学校選択制を根本的にどうしていくのかは、考えておいたほうがいいかなと思います。これからも多分まだ当分、品川区は子どもが増えると思うので。

あと、特色ある学校づくりのところなのですけれども、先生方からものすごく時間が足りないと、時程数が足りなくてという言葉をすごく聞くのです。何か新しいことをやろうと思っても時程が足りなくて、組み込めませんとか。やりたいことがあっても、市民科もやらなくてはいけないことがいっぱい、発想を持って何かやろうと思っても、時間が足りなくなってしまうということがあるので、多分今後少し学校の裁量を自由にできる時程の作り方も必要なのではないかなと思います。その辺も含めて、今どういう状況になっているのか、どれぐらい各校で時程が足りないことを感じているのかといったことも、調査していっていただけたらいいのかなと思います。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、連携グループの取組ですけれども、年間数回、どちらかの、3校ありました内の1校に集まって、教員たちが授業を見て、その授業について意見を交わすとか、それから生活指導上の問題等々について、情報交換をするとか、次に進学してくる子どもの個別の状況の伝え合いを行うとか、そういった取組。それから、教育課程の共有ですか、一貫プランの目標の整合性を図る、そういった協議を行っているところでございます。それから、施設が離れているので、なかなかというところ、当然あろうかと思いますけれども、互いの学校の学校行事と地域の行事なんかを1つのカレンダーにまとめる、そういった取組も行っているところでございます。

特色ある教育活動を推進する時間が足りないですか、時程、取り組み方という話ですが、センターのほうとも重なるところはあると思うのですが、足りないという学校があるという実態はあるのではないかと思っておりますけれども、少し遠い話になりますが、次期学習指導要領では、授業時数の使い方がかなり学校ごとに柔軟にできる可能性があるということで、ここは、特色ある取組の推進で工夫が凝らせるところだなというふうに考えております。

【稻垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかには。

学務課長。

【学務課長】 学校選択制は、学区のお子さんを受け入れた上で、余剰を活用して保護者の選択の幅を確保するものであり、学区の子どもが増えると選択の余地がだんだんなくなってくるという側面をもっております。これまで20年間、学校選択制を前提とした上で就学人口の推計や教室の改修とか、そういったものが行われてきました。

引き続き、学校選択制をどのように進めていくのかという課題についても改めて検討していくかなければいけないのだろうというのは、少し感じているところです。

【稻垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 私も少し勘違いしていて、この資料が出たので、この資料のこといろいろ言うのかなと思ったので、そうではなくて、事務事業調査ということなのでということだと、二つ三つあるので、ちょっと重複するかもしれないでけれども、今の学校選択制に関しては、もうこれは20年以上やっているわけで、今のいわゆる出入りの人数によってという、学校の教育環境の問題もある程度見ていく必要があると思うし、そもそも特色ある学校づくりとセットなのですよね、学校選択制というのは。学校選択制をすることによって、学校がそれぞれの学校の特色を出していって、学校教育を活性化していくということにおいて、学校選択制というものが今どう機能しているのかというのを見していく必要があるのではないかというのが一つです。

それから、これは、先ほど出たのですけれども、私も同じことを思うのですが、品川区の場合は、義務教育学校と、それから施設が離れている学校でのグループを組んでいる。やはりそのグループを組んでいる小中一貫教育の成果とあと限界、やはり施設が離れてることによって、できること、こういう取組は成果を上げられる、だけれども、施設が離れているから、こういうことについてはなかなか難しいという、そういう検証を品川区はもうやるべきなのかなと。25年ぐらい、25年じゃないか、15年か、17、8年か、やっているので、そういう検証が一つ必要かなと。

もう一つ、学校評価をやっていますよね。今、名前をちょっと忘れましたけれども、そもそも学校評価をやっている。あの学校評価というものが、学校が次の年に向けて学校改善を図っていくときの非常に有効な手段になっているのかどうか。これも長く続いていると、結構マンネリ化して、毎年毎年同じことをやっているだけで、何か労力ばかりがかかるで、実際は学校改善につながってないとか、そういうこともひょっとすると学校によつてはあるのではないかという気がするのです。その辺も見ていくことが必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかに。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

私も勘違いしておりましたので、また、次に向けて、ぜひお願ひしたいと思います。

幾つかあります。ちょっと順番ばらばらと言います。すみません。

1つ目が、やはり、特色ある学校づくりの検証、特色ある学校づくりは、この20年間

で、できていたのでしたっけ。できているところはこういうところだった、できていないところはこういったところだって、あると思います。なので、できていないところだけ、失敗なんてなくて、失敗は直せばいいので、なぜできていなかったのかを原因、真因、ボトルネックをちゃんと公金入っている以上教えてください。それで、その対策に時間がかかるけれども、これと分かっていたら、我々の衆知を集めて解決していけばいいので、しっかりとやはり例えですけれども、校長のリーダーシップならそれだし、そうじやないなら、そうじやないという、この特色ある学校づくり、先ほどの吉村さんが言われたとおり、特に学校選択制とも連動してくるものなので教えてください。特色ある学校づくりは鍵の一つだと思うので、それが1点目です。

これも、ちょっと感覚的でごめんなさい、区長が森澤さんになられて、教育長が伊崎さんもおられて、この数年は、いわゆる、この特別支援教育やいじめや不登校の部分は、私の感覚で申し訳ないですが、20年前、25年前の改革のときよりも、改革のときというか、そのときのアクセルよりも、どちらかというと、特別支援教育やいじめ防止対策や不登校支援のほうに、そちらも、いや、そちらもというか、めちゃめちゃ大事じゃないか、ということだと思います。皆さんの中で、どちらが大事とかはなかったと思うのですが、その中で、やはり例えれば、市民科の改革を今、されようとしていますけれども、とか、何か、ICTの何とか、AIとかICTとかの授業についてもそうだし、働き方改革でもそうだし、何かそういうふうな活用とかは少し、20年前の改革のときにしたら、ちょっとだけアクセルが止まっているのではないかという気がするのです。

例えば、市民科は市民科であると思うのですが、英語科はほかも結構英語はやっていそうだよね、みたいな、あまり差別化の要素が少なくなっているのではないかかなみたいなことがちょっとあって、しかもそれが学力の定着度調査で、点数もあまり出づらいというか、出でない。それは英語科だけじゃなくて、出でないのだとすると、やはりそれは特色ある学校づくりだけの話じゃなくて、やっぱりこれは、さっき私が話した話に戻るのですが、やってどうだったんだっけという問い合わせに戻っていくということに、ぐるぐるなっていくのかなと。決して失敗とか駄目ではなく。

なので、まず、特色ある学校づくりについて、どうでしたか。その原因を教えてください。対応策も。仮説として教えてくださいということと、もう1個は、繰り返しますけれども、働き方改革とか支援員の増加とか、すごく大事だと思います。いじめ・不登校も、私たちも提案していますし、大事だと思うのですが、よりその学力の定着度ではない、何かそういう、英語科、市民科、その次の〇〇科ではないですけれども、授業の学校においても使い方が自由になってくるからこそ、何か3本目の柱みたいなものとかが、何か攻めのものがないと、これが品川の何か改革だというのが、独自のカリキュラムだとか言いづらくなっているのではないかと思うので。

これは最後なのですが、学校に任せののだもの、やっぱり校長が何かこうやらないといけないとなったときに、そうだ、これだとなつたときに、いや、濱松さん分かっているでしょう、東京都が絡んでくるのですなどということになってくると思うのです。そうすると、教育長や区長や皆さんのが、やはり都との連携がより重要になってきますね。あるいは、区の固有教員と、書いてあると思うのですけれども、右側の3本柱、黄色の3本柱の中の1つに、区の固有教員任用の任用と書かれているぐらい大きいものだとすると、これだと

9本柱ぐらいだとすると、いや、ここをもっともっと増やさないといけないんじやないですかみたいな、何かそこの関係にもなってくるのではないか。

校長のリーダーシップや校長、副校長、管理職の話になってくるという話と、品川区の固有教員の話になってくるのではないかという話になっていたので、長くなってしまったけれども、なので1個目は、特色ある学校づくりの話で、2個目はもう言うと、東京都と関わり、ここは東京都だから、ちょっとごめんなさい、ノータッチなのです、では、それは、それだけではできないよねと、だって、都の教員のあれなんだから、だからそこは、それはもう提案や、ここは依然として課題はどうしても残ってしまうというところが見える化さえしたら、それをやるかやらないかは東京都のもちろん折衝ですし、相手がいるものですから。だけど、子どもたちや親からしたら、ここは東京都の所管なんです、とか、区の所管なんですって、あまり関係ないというか。誰もほとんどそんな小中学校のときは思っていないので、だとすると、我々は理想を言うと、そこを越えていかないといけない。少なくとも越える努力をして、したのだけれども、ごめんねと。したんだけど、3年後にはまたなってしまうのだという、その姿勢は見せるべき……、見せたほうが誠実なのではないかなというふうに思いますし、何か東京都もそこは、理解というか、できないとしても、歩み寄る。少なくとも、よし、何か考え方というところは、やはりここは考えないといけないところじゃないかと思います。

だらだらとすみません。

**【教育長】 指導課長。**

**【指導課長】** まず、特色ある学校づくりがどのぐらいできたかということなのですけれども、やはり公立学校でございますし、予算などの問題もありまして、大変何というかドラスティックな特色ある取組を推進している学校があるのかというと、なかなか難しいところはあると思いますけれども、まずは、提供する教育の質の均質化、どこの学校を選んでも、同等のクオリティーの指導は保証しますと、その上で、地域性ですとか、校長の方針を踏まえて、何ができるか、何をやってみようかということを、学校ごとに検討しているということでございます。

幾つかこれが大きな特色になるか分かりませんけれども、ある小学校では教科担任制を実施している。それから、古典の暗唱指導を日本語に立ち返って行っているとか、それから、基礎基本の定着を図るために朝15分間の学習を行っている、それから地域との関係で、赤ちゃんふれあい体験とか、そういった地域にある資源を生かしてやってしたり、地域の運動会に参加するようにしているなど、細かいものを含めございます。中学校のほうにまいりますと、例えば、学習指導、進路指導に非常に力を入れて、今年はやっている学校はないのですけれども、勉強合宿を泊まりがけでやっている学校があるとか、それから、進路対策補習講座、水曜補習、検定対策講座、こういったものを学校独自で行っているところもあります。また、上級生が1年生のお世話をする活動ですとか、一般に行われておりますが、縦割り交流を、非常に力を入れている。それから、特別支援学級と通常の学級の交流に力を入れている等々、学校の裁量で展開しているところでございます。

当然、教育委員会としての施策の見直しというのは、先ほど、英語が例に出てまいりましたけれども、英語のほうもやはり歩みを止めてはいけないということで、予算化を通して、マイナーチェンジは毎年のように図っているところですので、今後もおっしゃられて

いる評価と改善ということで、アクセルは、少しずつであろうともかけていきたいと考えております。

3本目の柱ということについても、この評価と改善と併せて検討していくらと考えております。

東京都との関わりというお話がありましたけれども、東京都の縛りによって、特色が展開できないという感覚はあまりないのかなというふうに感じております。なので、やはり、区の教育の方針を踏まえて、校長が何をやろうかということを選択していくところでございます。先ほどの教科担任制のお話も、東京都のお金でやっている教科担任制が小学校で2校あります。これは東京都も把握しているもの、それ以外に、学校独自で、もう、うちはあらゆる教員で子どもを見ることにしようということで、校長の方針で、教科担任制を推進している学校もあるということで、そういった特色ある取組が推進されているという状況です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 すみません、だらだらと失礼しました。ありがとうございました。

もう1個、提案なのですけれども、これ、今私も話していて、聞いていて思ったのは、20周年の検証ですと、よくあるテレビでも検証、検証と言って、過去のこの20年どうだったんだとありますが、何か皆さんもやろうと、しようとしているかもしれませんけれども、例えば1個の案として思うのは、20年検証で、濱松みたいに、意味あったんですかみたいな、お金、税金入っているのだからとか言う人もいると思うのですけれども、それはそれで大事。過去のことは大事なのだけれども、私はやはり思ったのは、検討しているウェルビーイングの調査だったりとか、先ほどセンター長が言われたとおり、HEARTSやいじめ・不登校、いじめや不登校等の対策のチームもかなりそこに力を入れていると。なので、何か、教育事務事業調査で、ちょっとここはもしかしたら、教育委員の中でも意見がずれるかもしれないのですが、20年前に立てたことは、もちろん時代が変わっている、時代も長もトップも変わっているわけですから、やはりマイナードコロか、何かツーステップ、スリーステップ変わってきたのだと、フェーズだと。

なので、どうしても、例えば特色ある学校づくりと言われたら、あるいは小中一貫教育と言われたら、こうなんですというのは、できた・できないは、私は言つたらいいと思うのですけれども、やはりその中でかなり力を入れてきたところ、これから今年度、来年度、あるいは、再来年度でもやろうとする、先ほど意見交換させてもらったところなんかも、ちりばめていけばいいと思うので、もうされようとしていると思いますが、決して検証だけで終わらず、できていませんじやなくて、だからこそ、もう分かっているというか、だからこそ、来年度、再来年度には、この仕掛けを皆さんの中でも話されていて、教育長や区長とも話されていて、無償化も含めてかもしれません、決めていますということを、何かこう思ったのは、もしかしたら、この中身だけじゃない、これまでの過去だけじゃないものを、そして、課がもちろん、これは多岐に、3課に少なくとも、わたるわけですから、何かそういったところも含めて、改革の全貌を、過去、現在、未来という形で表していくだくと、何か過去がやっていたよねと、濱松みたいに言ってしまう人を、いや、そうだったんだけど、今こういう、まさに変革2.0、3.0、ウェルビーイングの改革なのです、という見せ方ができるのではないかなど。

だから、過去こういうことをしていましたというのを、それは過去が駄目なのではなくて、やはり、つながっているものなのだけれども、よりアップデートしていっていますと、ごめんなさい、しようとしていると思うのですけれども、その見せ方は、やっぱりあるんじゃないかなと思いました。私自身、なぜこんな話をしたかというと、私自身が過去のことに結構こだわっている。20年前はこんな改革したのにと、その検証が大事なのだけれども、というのは思いました。ごめんなさい、自説も含めて、だらだらと。

【教育長】 今のお話、アクションプランの作成の中でもちょっと触れられればよいかとおもいます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

では一旦、本日は、小中一貫教育、学校選択制、特色ある学校づくりの検証について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、その他、令和8年1月行事予定について、説明をお願いします。  
庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和8年1月の行事予定について御説明いたします。

令和8年1月の予定でございますが、まず、1月の6日火曜日午前中に新年賀詞交歓会がございます。こちら12月の上旬に総務課より案内状を発送予定でございます。

それから1月9日金曜日には9時半から合同で校長・園長連絡会を予定しております。新年初めての校長・園長連絡会でもあり、例年、教育委員の皆様にも御出席をいただいておりますので、新年の御挨拶につきまして、御出席いただきます委員につきましては、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、1月12日の月曜日には、きゅりあんで二十歳の集いが予定されております。こちらも12月上旬に、総務課より御案内予定でございます。

そして、1月13日火曜日には、教育委員会定例会、そして1月16日金曜日には教育委員会の行政視察として、今年度、視察先を八王子市立高尾山学園で予定しております。

1月23日金曜日には義務教育学校シンポジウムが予定されており、こちらも指導課を通じて御案内を差し上げる予定でございます。

1月27日火曜日は3学期の学校訪問と併せまして、その後、15時から教育委員会定例会を予定しております。

御予定につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、令和8年1月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

続いて、非公開の会議を開きます。

—— 了 ——